

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

立川都市計画地区計画 西国立駅西地区地区計画

2 理由

本地区は、立川市の南東部に位置し、地区の南側及び西側には立川南通り及び立川通りの地区幹線道路、東側には東日本旅客鉄道南武線西国立駅があり、北側は住宅地に囲まれ、市の公共施設や病院が立地するとともに、国の施設の移転による跡地が存在している地区である。

立川市都市計画マスタープランにおいては、西国立駅周辺を商業機能や交通機能など地域の中心的役割を担う「生活の中心地」として位置づけているほか、旧庁舎周辺地域におけるまちづくりの基本的な考え方を示した旧庁舎周辺地域グランドデザインに基づき、文化・交流拠点を形成し、にぎわい等の創出を図ることとしている。

このことから本地区では、公共公益施設等の計画的な土地利用の誘導を図るとともに、東日本旅客鉄道南武線の鉄道立体化にあわせた西国立駅周辺の交通環境整備を行うことにより、生活、文化・交流、医療福祉等の拠点の形成を図り、都市施設と地区施設の重複や地区計画の区域の整合等を図るため、区域を変更するとともに、区画道路1号を廃止し区域面積約9.8ヘクタールについて、地区計画の変更を行うものである。